

## 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

医療法人 笠寺病院

### 1. 事前準備

- ① 本プロトコルについて内容を十分に確認してください。
- ② 「(医)笠寺病院 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書」に記名押印の上、2通作成して笠寺病院 薬局長宛に郵送し、合意書を取り交わしてください。  
※合意書は当院ホームページ [診療科・部門]薬剤供給部から印刷してください。

### 2. 手順

「(医)笠寺病院 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書」を取り交わした保険薬局において本プロトコルを実施する際は、下記第3項の問い合わせ不要の項目1)から10)に該当するものについて以下の手順をとってください。

- ① 患者に十分な説明を行い、同意を得てください。特に金額や服用方法の変更が発生する場合については十分に説明の上、同意を得てください。
- ② 変更時、適応外とならないように確認してください。適応外の場合は不可となります。
- ③ 薬剤の安定性や溶解性や体内動態を把握し、患者の利便性が同等もしくは向上することを確認し実施してください。
- ④ 問い合わせを簡素化し、処方内容を変更して処方箋調剤を実施してください。
- ⑤ 処方箋調剤後、処方箋の変更内容について、速やかに病院代表(052-811-2515)へFAXして報告してください。なお、訪問診療の場合は訪問診療部(052-602-8393)へFAXしてください。

### 3. 問い合わせの不要の項目(ただし、麻薬・覚せい剤原料は除く)

#### 1) 成分名が同一の銘柄変更(ただし変更不可の処方除く)

例1: ランドセン錠0.5mg ↔ リボトリール錠0.5mg (先発↔先発)

例2: ロキソプロフェン錠60mg「武田テバ」→ ロキソニン錠60mg(後発→先発)

例3: 亜鉛華軟膏「ニッコー」↔ 亜鉛華軟膏 シオエ(局方↔局方)

※先発品間での変更、後発品から先発品への変更、先発・後発品の区別がない局方品間の変更も適応外にならない場合のみ可能です。経過措置による名称変更も含まれます。  
ただし、漢方や生物学的製剤については対象外です。

#### 2) 剤形の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)

例1: テネリア錠20mg ↔ テネリアOD錠20mg

例2: タケプロン OD 錠 30 ↔ タケプロンカプセル 30

例3: (粉碎)アスピリン錠 10mg 2錠 ↔ アスピリン散 10% 0.2g

※外用薬の剤形変更(例 クリーム ↔ 軟膏など)は不可とします。

3) 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更(薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)

例1: アーチスト錠 1.25mg 1回 2錠 → アーチスト錠 2.5mg 1回 1錠

例2: ワーファリン錠 1mg 2.5錠 → ワーファリン錠 1mg 2錠

ワーファリン錠 0.5mg 1錠

例3: ニュープロパッチ9mg 2枚 → ニュープロパッチ18mg 1枚

例4: ビソノテープ4mg 0.5枚 → ビソノテープ2mg 1枚

4) 錠剤の半割や粉碎、あるいはその逆(嚥下機能低下による服薬困難や薬剤の安定性や患者の利便性が同等もしくは向上する変更に限る)

例1(半割): ワーファリン錠 1mg 2.25錠 → ワーファリン錠 1mg 2錠

ワーファリン錠 0.5mg 0.5錠

例2(逆の場合): (粉碎)チラーヂンS50 $\mu$ g 0.25錠 → チラーヂンS12.5 $\mu$ g 1錠

※薬剤の安定性や溶解性や体内動態を把握し、同等の治療効果ならびに患者の利便性が同等もしくは向上する場合に実施してください。ただし、外用薬の変更は不可とします。

5) 調剤報酬に関わらない「患者の希望」あるいは認知機能低下やリウマチなどの疾患のため「一包化によるアドヒアランス又はコンプライアンスの向上が見込まれる」の理由により実施する一包化又は患者希望により一包化を外すこと

※薬剤の安定性のデータに留意してください。上記以外の理由は、合意範囲外とします。

6) 湿布薬や軟膏での包装規格変更に関すること(合計処方量が変わらない場合)

例1: モーラスパップ 30mg (7枚入り)×6袋 →

モーラスパップ30mg (6枚入り)×7袋

例2: リンデロンVG軟膏 0.12%(5g) 2本 →

リンデロンVG軟膏 0.12%(10g) 1本

※明らかに枚数がおかしい場合は確認をお願いします。

例: ロキソニンテープ100mg(7枚入り)×1枚

- 7) 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること(外用剤の本数の変更も含む)

例:オルメサルタン錠 20mg 30 日分 → 26 日分 (4 日分残薬があるため)

例:ラミシールクリーム 1% 30g →ラミシールクリーム 1%20g(1本残薬があるため)

※削除や残数での調整は次回の処方間違いリスクがあるため日数での調整(例 1日2回 朝・夕のち夕分のみ減数不可)と原則、処方最低日数1日をお願いします。ただし、頓服や外用薬は削除可能とします。

※RPごとの残薬調整にご協力ください。

※本プロトコルは減数のみ可です。日数を増やす増量調整の場合は必ず、疑義照会をお願いします(施設の定期に合わせる場合も同様です)。

- 8) ビスホスホネート製剤など週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)

例:(他の処方薬が 14 日分処方の時)

ボナロン錠 35mg(週1回製剤) 1 錠 分 1 起床時 14 日分 → 2 日分

- 9) 「1 日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(処方間違いが明確な場合)

例:(他の処方薬が 30 日分処方の時)

リピート錠5mg 1 錠 分 1 朝食後 1 日おき 30 日分 → 15 日分

- 10)「就寝直前に経口投与する」と添付文書に記載のある処方薬が「ねる前」で処方されていた場合の就寝直前への変更(就寝直前以外の用法の薬剤が同じ RP で処方されている場合を除く)

例:デエビゴ錠5mg 1 錠 分 1 寝る前 → 就寝直前

#### 4. 各種問い合わせ窓口・受付時間

- ・問い合わせ簡素化プロトコルに関すること

受付時間 平日 9 時~17 時

笠寺病院 薬局 TEL:052-819-3084 FAX:052-819-6671

- ・処方内容に関すること(調剤に関する疑義・質疑、保険者番号・公費負担など)

受付時間 平日 9 時~17 時

笠寺病院 医事課 TEL:052-811-1151(代表) FAX:052-811-2515

笠寺病院 訪問診療部 TEL:052-602-8392 FAX:052-602-8393

※17時以降は対応や確認にお時間がかかる場合があります。

## 5. その他

- ・厚生労働省通知等の事項を確認して保険薬局で行うことができる項目は確認してください。  
例)「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」  
(平成24年3月5日保医発0305第12号)  
「現下の医療用医薬品の供給状況における変更調剤の取扱いについて」  
(令和6年3月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡)
- ・通知等にて、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の可否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えないと記載のある場合の当院への情報提供(後発医薬品変更調剤報告、一般名処方調剤報告)は【不要】です。

## 6. 注意点

- ・院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書の締結をもって実施されること。
- ・上記に該当しない変更を含む問い合わせは、必ず病院へ電話にて確認を行い、判断に悩む場合も保険薬局で拡大解釈せず、必ず疑義照会すること。
- ・生活保護については、生活保護法等関係する法令の順守を優先すること。
- ・処方箋に「不可」と指示がある場合はプロトコル対象外であること。
- ・院外処方箋の表記については、当院電子カルテのマスタの関係から変更が行われない場合があること。その際は疑義照会済みとして対応すること。
- ・コメントに「〇〇に変更可」などの記載があった場合でも疑義照会(変更内容の連絡)を必ず行うこと(「無い場合は〇〇に変更可」などのコメントは認めていない)。

以上